

はじめに

1. インド : 外国仲裁にインド仲裁調停法第1編の規定が適用されない旨判断した最高裁判例
2. シンガポール : 会社法改正試案に関する財務省による検討結果の公表
3. ベトナム : 公開会社のコーポレートガバナンスに関する規制
今号のコラム - ミャンマー -

はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第9号(2012年11月号)を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. インド: 外国仲裁にインド仲裁調停法第1編の規定が適用されない旨判断した最高裁判例

インド最高裁は、2012年9月6日、インド国外を仲裁地とする仲裁(「外国仲裁」)にインド仲裁調停法第1編の規定が適用されない旨の判断を下しました。これは、当事者の明示又は黙示による別途の合意がない限り、外国仲裁に対してもインド仲裁調停法第1編の規定が適用されるという、同裁判所の従前の判断を変更するものです。

インド仲裁調停法第1編には、仲裁合意、仲裁廷、保全処分、仲裁手続、仲裁判断の取消しを含む広範な手続規定が置かれています。第1編の中で、第9条にはインドの裁判所に対する保全処分の申立事由が列挙されておりますが、同条については、保全処分の申立てを行う権利を留保したい当事者が、従前のインド最高裁の判断に基づき、第1編の適用を排除しつつ、第9条の適用だけは排除しない旨の合意を行うことがなされておりました。また、第34条には、インドの公序(Public Policy)に反する場合を含む広い仲裁判断の取消事由が定められておりましたが、同条については、仲裁判断が取り消されることを避けたい当事者が、その適用を排除する旨の合意を行っていました。

インド最高裁の従前の判断によれば、当事者の明示又は黙示による別途の合意に基づきインド仲裁調停法第1編の規定の適用が排除されていない場合には、上記第34条を含む第1編のすべての規定が外国仲裁にも適用されるため、外国仲裁がインドの裁判所によって取り消され、結果として、外国における仲裁判断をインド国内で執行する上での障害となっていました。

今回の判決により、当事者の明示又は黙示の合意の有無にかかわらず、外国仲裁に関して、インド仲裁調停法第1編の規定が適用されないことが明示されたため、仮に、当事者間で第1編の規定の排除を合意していない場合であっても、第1編の規定は適用されないこととなり、第34条を根拠にインドの裁判所が仲裁判断を取り消すことが認められないものと考えられます。他方で、仮に当事者が外国仲裁について保全処分(第9条)を用いることを望む場合であっても、一律に第1編の規定が適用されないため、保全処分の利用が認められなくなることが予想されます。

今回の判例は、2012年9月6日以降に成立した仲裁合意に適用されるものと判示されています。したがって、2012年9月6日より前に成立した仲裁合意に関しては従前の判例に基づき判断されると考えられますが、この点は必ずしも明らかではないため、今後の実務の動向を確認する必要があります。

弁護士 小山 洋平
☎ 03-5220-1824
✉ yohei.koyama@mhmiapan.com

弁護士 関口 健一
☎ 03-6266-8562
✉ kenichi.sekiguchi@mhmiapan.com

2. シンガポール:会社法改正試案に関する財務省による検討結果の公表

シンガポールでは、財務省が2007年10月に設置した諮問委員会を中心に、効率的かつ透明な規制の枠組みを目的として、会社法の改正に向けた見直し作業が進められてきました。2011年6月に諮問委員会から217の点の改正を提案する改正試案が発表された後、同年10月までのパブリックコメントを経て、今般、2012年10月3日に財務省から諮問委員会による改正試案の各提案に対する検討結果が発表され、若干の修正を経て各提案の多くが財務省により認められました。財務省により認められた改正点は多岐に渡りますが、本稿ではそのうち重要と思われるものの一部をご紹介します。

(1) 取締役の年齢制限の廃止

現行法上、公開会社又はその子会社の取締役は70歳未満でなければならないとする年齢制限がありますが、改正案によれば、このような年齢制限は廃止されることとなります。

(2) CEOに対する利益相反取引規制の拡張

現行法上、取締役は、利益相反取引を行う場合、その利害関係について取締役会に開示する義務がありますが、改正案によれば、この開示義務が、取締役の地位にはないCEO(最高業務執行責任者)にも及ぶこととなります。

(3) 少数株主による株式買取請求権

会社が組織再編等を行う場合、それに反対する少数株主に公正価格での会社に対する株式買取請求権を認めるか否かが議論になっていました。改正案では、このような株式買取請求権を少数株主に一般的な形で付与することは見送られることとなりましたが、その代わりに、会社の清算手続開始の申立てにあたって裁判所が衡平と認めた場合に限り、このような株式買取請求権が少数株主に認められることとなります。

(4) 略式合併の要件の明確化

現行法上、略式合併(Short Form Amalgamation)(一定の手続が緩和される簡易な合併)は、完全親子会社間で親会社が存続会社になる場合、又は、完全子会社同士が合併する場合に利用可能である旨が明文で認められているものの、完全親子会社間の合併の場合で子会社が存続会社になる場合にも利用できるかは明らかではありませんでした。改正案によれば、このような場合にも略式合併が明確に認められることとなります。

(5) Exempt Private Company 制度の維持及び Small Company 制度の導入

現行法において、売上げが500万シンガポールドル以下でかつ個人株主(20人以下)のみの法人は、Exempt Private Company(EPC)として監査義務及び(債務超過でなければ)当局への決算書の提出義務が免除されていました。諮問委員会は、このようなEPCを廃止した上で、その代替として監査義務が免除されるSmall Company制度の導入を提案していました。Small Companyとは、(i)売上げが1000万シンガポールドル以下、(ii)総資産が1000万シンガポールドル以下、(iii)従業員が50人以下という3つの条件のうち2つを満たすものとされています。もっとも当局への決算書の提出義務が免除されるEPCは、一定の業態において依然有用性が認められるとして、財務省は、EPCを廃止するという提案は退けました。その結果、EPC制度は残りつつ、Small Company制度が導入されることとなりました。

財務省の検討結果を踏まえて、2013年の初頭に改正法案の草稿が発表され、パブリックコメントを経て、2013年中に改正法案が国会に提出される見込みです。最終的な改正の内容については、引き続き今後の議論を注視する必要があります。

弁護士 川村 隆太郎

☎ 65-6593-9754 (シンガポール)

☎ 03-6212-8352

✉ ryutaro.kawamura@mhmjapan.com

3. ベトナム:公開会社のコーポレートガバナンスに関する規制

ベトナムでは、日本企業が進出する際の会社形態として、主に、有限責任会社と株式会社の2つが利用されます。このうち、株式会社は、公開会社と非公開会社の2つに分けることができます。

近時ベトナムでは、公開会社のコーポレートガバナンスに関する規制として、新たな通達（Circular No.121/2012TT-BTC、「本通達」）が公布・施行されたため（2012年7月26日発布、2012年9月17日施行）、本稿では、株式会社のうち公開会社のコーポレートガバナンスに関する規制について紹介します。

なお、通達とは、各省（Ministry）の大臣が発行主体となるものであって、国会（National Assembly）が公布する法律（Law）の下位規範に該当し、法的拘束力が認められます。

本通達は、公開会社のみ適用されますが（本通達1条）、そもそもベトナム法上、公開会社とは、以下の3つの要件のうちいずれかを満たす株式会社を指します（証券法25条）。

- ①株式の公募を行ったことがある会社
- ②株式を証券取引所又は証券取引センターに上場している会社
- ③機関投資家を除く100名以上の株主を有し、かつ、100億ベトナムドン以上の資本金を有する会社

従来、ベトナム法上、株式会社（公開会社も含まれます）の取締役の人数は、3人以上11人以下と規定されていましたが（企業法109条）、本通達によって、公開会社における上記取締役のうち少なくとも3分の1は「社外取締役（non-executive member）」でなければならないと規定されました（本通達11条2項）。

なお、本通達によれば、「社外取締役」とは、社長（General Director）、副社長（Deputy General Director）、会計主任（Chief Account）又は取締役会によって指定されたその他の管理職のいずれの役職にも就いていない取締役を指します（本通達2条2項）。

また、本通達によって、公開会社のうち大規模公開会社（なお、大規模公開会社は Circular No.52/2012TT-BTCによって定義されており、①払込済資本金が1,200億ベトナムドン、かつ、②株主名簿に記載された株主数が300名以上の会社を指します）又は上場会社の場合には、取締役の人数は5人以上11人以下と規定され（本通達30条1項）、かつ、当該取締役のうち少なくとも3分の1は「独立取締役（independent member）」でなければならないと規定されています（本通達30条2項）。

なお、本通達によれば、「独立取締役（independent member）」とは、以下の要件を満たす取締役を指します（本通達2条3項）。

- ①社外取締役であり、かつ、社長、副社長、会計主任又は取締役会によって指定されたその他の管理職とは関係がないこと
- ②子会社、関連会社又は当該会社によって支配される会社の取締役会のメンバー、社長又は副社長ではないこと
- ③当該会社の主要株主、主要株主の代表者又は主要株主の関係者（なお、「関係者」については、証券法6条34項で定義されています）でないこと
- ④直近2年間に当該会社に対して法律又は会計サービスを提供する機関で働いていないこと
- ⑤直近2年間の当該会社との取引額が総収益又は当該会社が購入した商品・サービスの総額の少なくとも30%を占める者又はその者の関係者でないこと

本通達は2012年9月17日から施行されていますが、本通達のうち、上記の両取締役の要件に関する新たな規制や別途規定された新しいモデル定款の導入については、2013年に行われる定時株主総会の時点から適用されます（本通達38条1項）。

以上より、公開会社のコーポレートガバナンスに関する規制として、企業法に基づく規制のほか、本通達によって新たな規制が追加されたため、今後、ベトナムにおいて、（投資先が公開会社に該当するような）大規模な投資を行う日本企業にとっては十分留意が必要となります。

弁護士 小山 洋平
☎ 03-5220-1824
✉ yohei.koyama@mhmljapan.com

弁護士 梅津 英明
☎ 03-6212-8347
✉ hideaki.umetsu@mhmljapan.com

弁護士 山口 健次郎
☎ 03-6266-8792
✉ kenjiro.yamaguchi@mhmljapan.com

今月のコラム - ミャンマー -

「2015年のミャンマー・ティラワ経済特別区の姿はいかに？」

2015年は、ASEAN全体とミャンマーにとって、とても重要な年です。2015年には、ASEAN経済統合(域内の関税の撤廃等)とミャンマーの総選挙が予定されています。この2015年に向けて、ミャンマーを含むASEAN各国ではいろいろな政策やインフラの整備が進んでいますが、筆者が10月に訪れたミャンマーのティラワ経済特別区の開発もその一つです。

ティラワ経済特別区は、ヤンゴンの南約25キロのところにある山手線の内側の面積の約40%に当たる広大な平地です。写真のとおり、ヤンゴン川に面した港湾施設が小さいながらも既にありますが、平地にはまだのどかな田園風景が一面広がっています。電線の張られていない電柱からお分かりのとおり、電気も水道もまだこれからという状況です。



ミャンマーには、現在、ティラワ、ダウエー、チャオピューという3つの経済特別区がありますが、このティラワは、経済の中心ヤンゴンの近郊にあり、立地に恵まれています。ミャンマー政府と日本政府との覚書によって、現在、日本政府と大手商社によるフィージビリティ・スタディが進んでいるところで、それが完了次第、日本からの円借款・ODAによる開発が行われることが見込まれています。ただ、電源・水源の確保・交通網などインフラ整備は、これから始まるところで、経済特別区のための法律の大幅改正も今まさに議論がされている最中です。

このように、開発はスタートラインに立ったところですが、2015年にこのティラワ開発が成功して進出企業で賑わっている姿が見られることが、ミャンマーの政治体制の今後と日本のミャンマーへの支援の評価にも大きな影響を与えるといわれています。

2015年のティラワの姿がどんな形になるのかを想像しつつ、今後の変化に注目していきたいと思います。

(弁護士 小松 岳志)

セミナー・文献情報

➤ セミナー 『三角合併を利用した国際的事業展開とウェルス・マネジメント
～シンガポール・マレーシア・ニュージーランド・スイス・米国等～』

開催日時 2012年11月21日(水) 14:00～17:00
講師 大石 篤史
主催 経営調査研究会

- 論文 「外国投資促進策だけでなく規制にも注意を ミャンマー進出で知っておきたい法務ポイント」
掲載誌 旬刊経理情報 No.1326 2012年10月1日刊
著者等 武川 丈士、小松 岳志、梅津 英明

- 論文 「Squeeze-out of minority shareholders: Recent judicial and legislative developments」
掲載誌 EUROMONEY YEARBOOKS 2012年10月刊
著者等 関口 健一

News

- Asia Law & Practice の Asialaw Profiles 2013 The Guide to Asia-Pacific's Leading Domestic Law Firms にて高い評価を得ました。
Asialaw Profiles 2013 The Guide to Asia-Pacific's Leading Domestic Law Firms にて、当事務所は Recommended firms として紹介され、10 の分野で特に高い評価を得ました。
また、Asialaw recommended lawyers として、当事務所の弁護士 11 名がとりあげられました。

MHM Asian Legal Insights 2012 年第 9 号 [2012.11.20 発行]

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330

www.mhmjapan.com